



海南自由貿易港租税政策——差別化を図り、特色を示す：直接税/間接税篇

概要：

- 2020年6月1日付けで「海南自由貿易港建設全体案」が公布された。その後、全体案の内容に沿って、企業と個人所得税に関する優遇政策が相次いで発表され、現在中国全土で適用されている既存制度に比べて、海南省の政策は、実質的な運営の判断、国外所得に対する免税、加速減価償却、個人所得税の優遇など、革新的な税制設計を公表していることに注目する必要がある。

背景

中国共産党中央委員会及び国務院は、2020年6月1日付けで「海南自由貿易港建設全体案」（以下「全体案」）を公布し、「全体案」で言及された税制設計は革新的なものであり、これまでの中国の自由貿易試験区では実施されたことのない制度も多数含まれる。本アラートでは、多くの企業に関心を寄せる直接税と間接税に焦点を当て、特に最近公表された企業所得税の優遇政策（財税「2020」31号）と個人所得税の優遇政策（財税「2020」32号）について、関連情報を紹介する。

KPMGの所見

「全体案」によると、海南自由貿易港における税制は「ゼロ関税、低税率、税制簡素化、強力な法規制」という原則に従い、ハイレベルな自由貿易港に適した税制を段階的に確立する。直接税と間接税について、特に注目すべきものは下記のとおりである。

全体案の重点内容	最近の政策変化	KPMGの分析
<p>➤ 2025年までに徹底実施</p> <p>企業所得税：</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易港で登録し、実質的に運営をしている奨励類産業企業に対して15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。 	<p>財税「2020」31号</p> <ul style="list-style-type: none"> 実質的な管理機構が海南省にあることを要求し、かつ当該機構は生産経営、人員、財務、財産など、実質に全面的な管理と支配を実施している。 「産業構造調整指導目録（2019年）」、「奨励類外商投資産業目録（2019年）」と海南省の 	<ul style="list-style-type: none"> 既存税法規定にある実質的な管理機構が中国国内にある外国企業の中国居住者企業の認定に関する判定原則（CFCルール）を参照する見込みで、但し、現時点で“全面的な管理と支配”などの要求に関する判断基準は、まだ明確にされていない。他の低税率の地域の標準と比べると、比較的高い内容だと予想されている。 中国特別納税調整法規定、一般的な租税回避防止法規定、及び経済協力開発機構（OECD）のBEPS行動計画と関連する移転

	<p>ために指定された新規奨励類産業目録を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨励類産業の主要経営収入は、企業の収入総額の60%以上を占める。 自由貿易港に設立された本部、支店のみが当該15%の税率を適用できる。 	<p>価格法規定における細分化された実質的運営に係る具体的な認定方法を参考にする可能性がある。具体的な判断基準としては、オフィスの設置、取得した利益水準に見合った業務機能の履行、企業の機能に見合った組織構造と人員の配置、企業は主要な経済活動の意思決定と実施過程を海南で実行しているかどうか、取引契約条項、原価費用の負担などにおいて企業が担う機能と負担するリスクを合理的に反映しているかどうか、などがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「奨励類産業」は、中国の現行のすべての奨励類産業をカバーしながら、「全体案」で言及された観光産業、現代サービス産業、ハイテク産業など、海南省独自の特色産業を加える、可能性がある。
<ul style="list-style-type: none"> 観光産業、現代サービス産業、ハイテク産業企業については、2025年以前に新規対外投資で取得した所得に対して企業所得税の徴収を免除する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国外に新規設立した支店の経営利益を対象とする。 持分所有比率が20%を超える国外子会社の新規投資に関連する配当収益に適用する。 投資先の国税率について、適用できる範囲の最低税率を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 免税所得に資産譲渡収益を含まない（例えば持分譲渡）。 国外子会社の“新規投資に関連する配当”を如何に算出するか、より明確にする必要がある。 ケイマンなど、低税率の国、地域について、最低税率の要求を満たせない場合、優遇に適用できずに、海外に投資する中国企業の投資ストラクチャーに影響を与えることになる。 海南の企業が中国の納税居住者である場合、法規定から、企業所得税法における「居住者企業間の配当金を免税所得とする」規定を適用することができる。 現時点の期限は2024年年末までと設定されているが、2025年以降も、海南自由貿易港において当該政策を継続する確率は高い。
<ul style="list-style-type: none"> 条件に合致した資本的支出の一括損金算入または加速減価償却と償却。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規購入の固定資産（不動産を含まない）または無形資産が適用できる。 業界、資産の用途について制限なし。かつ一括で控除できる限度額を500万元までに引き上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の範囲から建物と構築物を除外した。 加速減価償却政策の適用範囲を無形資産にまで拡大したが、無形資産の範囲について限定していない。後続政策により定められる見込みである。
個人所得税：	財税「2020」32号	
<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港で勤務するハイエンド人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が15%を超過した部分に対し、個人所得税を免除す 	<ul style="list-style-type: none"> 総合所得と経営所得及び海南省の人材手当を含む。 確定申告時に適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 配当など投資収益、持分、不動産などの財産譲渡所得は優遇対象ではない。 政策を読む限り、ファンドのパートナーとして受ける収益は、経営所得として優遇の適用対象になると理解できるが、細則などにより明確にする必要がある

る。		<ul style="list-style-type: none"> 徹底実施に向けて、政策上は戸籍、社会保険及び海南における居留日数（183日など）などから細分化した要件を考慮する可能性がある。 確定申告の対象ではない非居住者個人の適用方法について、今後明確にする必要がある。
増値税：	関連規定はまだ出されていない	
<ul style="list-style-type: none"> 全域ゼロ関税適用と共に、増値税、消費税、車両購入税、都市維持建設税付加などの税率を簡素化・統合化し、貨物とサービスの小売段階で売上税を徴収する。 	<ul style="list-style-type: none"> 売上税の具体的な徴収方法。 島内と島外の異なった税制の整合性。 	<ul style="list-style-type: none"> 税率の簡素化・統合化という趨勢において、売上税の税率クラスはさらに簡素化される見込みである。 「小売段階」の境界定義について、更なる明確化が必要である。
➤ 2035年までに徹底実施		
<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易港で登録し、実質的に運営して、ネガティブリストに記載されていない企業に対して15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。 1納税年度内に海南自由貿易港での居住日数が累計で183日に達する個人を対象に、海南自由貿易港源泉の総合所得と経営所得に対して、3%、10%、15%の3段階の超過累進税率に基づき個人所得税を徴収する。 企業所得税と個人所得税を中央と地方の共有収益とする。 売上税とその他の国内税目は地方収益とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ネガティブリスト産業の範囲。 「183日」の計算基準。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土と政治安全、人民生命財産安全、重大な公共利益にマイナスな影響を与えるごく一部の産業のみがネガティブリストに記載される見込みである。 前段階における個人所得税優遇税制の適用基準を基に、183日の居住日数の計算基準、社会保険料・積立金の納付要件などについて、更なる強化と細分化が必要である。

KPMGのご提案

海南自由貿易港の優遇税制は多くの企業を海南に誘致するだろう。KPMGは、各企業が下記行動を取られるようご提案いたします。

- 企業の戦略ポジショニング：企業の発展方向を明確にし、企業の戦略ポジショニングを計画する。
- 合理的なプランニング：投資と持分構造、事業構造、経営モデル、資金流動性、投資・融資の便利性を十分に考慮する。海南自由貿易港のハイエンド人材及び不足人材に係る政策を把握し、企業の人員配置と人的資源の備蓄を適時に調整し、人材の配置を最適化する。事業再編と事業取引プロセスに対する整理とプランニングを通して、持続可能な取引モデルを構築し、企業の長期的な事業展開と成長のための土台を構築する。

- 財税コストの最適化：島内と島外の税制差異を十分に考慮し、企業の事業レイアウトと事業モデルを適宜調整する。また、関連者間取引の価格設定ポリシーや合理性に留意し、税収と経済活動の実質の一致も考慮する。
- 徹底実施：事前に徹底的な実施における潜在的な課題（人力、物資などのリソースの配置）を考慮し、徹底的な実施に向けたスケジュールとプロジェクト実施管理制度を事前に計画する。

KPMGは、かねて海南自由貿易港の動向に注目しており、関連する財務、税務、貿易、通関業務などの専門分野において深い理解と豊富な経験を有し、産業発展計画、税務・税関業務の最適化、政策の適用・実務、政策調査、優遇措置の拡大・優遇適用申請などに関する提案やサービスを提供できます。

KPMGは、海南自由貿易港に係る関連政策及び細則の動向を引き続き注視し、専門的な意見や提案を提供して参ります。関連する政策の分析及び実務に対する提案に関しては、お気軽にKPMGのプロフェッショナルスタッフにお尋ねください。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 李田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198